

依ツテ組織スルモノトシ産業別勞働組合ノ單位ニシテ既成産業別組合アル場合本組合ヲ離シテソレニ合同スルモノトス。若シクハ合同スベキ既成組合無キ場合同一産業ニ屬スル工場委員會三ヶ以上ヲ以テ新ニ産業別勞働組合ヲ作り本組合ヨリ獨立スルモノトス。

第五條 本規約第三條第一項ノ目的ヲ達セン爲メ左ノ部門ヲ置ク

- 一、 職業紹介部
- 二、 争議部
- 三、 出版部
- 四、 組織部
- 五、 教育部
- 六、 宣傳部

第六條 本組合ニ加入セント欲スルモノハ本組合規定ノ様式ニ従ヒ加入書ヲ作り加入金貳拾錢ヲ添ヘテ本部又ハ支部ニ申込ム事

第七條 本組合員ニシテ脱會セントスル場合ハ其理由

ヲ明記シ組合員章及徽章ヲ添ヘテ本部又ハ支部ニ申込ム事

第八條 本組合員ハ左ノ權利義務ヲ有ス

本部支部役員ノ被選出權、選出權、隨時解任權及び討論、投票、決議ノ自由、規定ノ組合費ヲ前納シ本組合ノ規約及決議ヲ絶対ニ遵守スルノ義務

第九條 本組合ニ左ノ機関ヲ設ク

大會 大會ハ本組合ノ最高ノ機関ニシテ年一回定期ニ之ヲ開催ス

但シ緊急必要アル場合ハ臨時大會ヲ開ク事ヲ得

大會ハ本部役員各専門委員各支部代表者代議員ヲ以テ組織ス

代議員ノ選出方法ハ各支部ヨリ組合費完納組合員